

令和6年

〔N o . 27〕 次の記述のうち、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 建築主は、木造2階建専用住宅、延べ面積150㎡を建築するときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう努めなければならない。

1. 建築主は、特定建築物の増築（非住宅部分の増築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上であるものに限る。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう努めなければならない。

(適合義務) 法10条 建築主は建築物を建築する場合は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない

2. 分譲型一戸建て規格住宅を1年間に150戸以上新築し、これを分譲することを業として行う建築主は、当該住宅をエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準に適合させるよう努めなければならない。

(特定一戸建て住宅建築主の努力義務) 法21条1項 令5条1項 年間150戸以上 法6条1項 2項、法22条1項の基準に適合するように努めなければならない

3. 分譲型規格共同住宅等を1年間に1,000戸以上新築し、これを分譲することを業として行う建築主は、当該住宅をエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準に適合させるよう努めなければならない。

(特定共同住宅等建築主の努力義務) 法21条2項 令5条2項 年間1,000戸以上 法6条1項 2項、法22条1項の基準に適合するように努めなければならない

4. 建築主等は、エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定) 法29条1項 法6条2項 修繕等(空気調和設備等の改修)をするときは消費性能向上計画を作成し認定申請

法11条(適合性判定) 建築主は要確認特定建築物行為をするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して特定行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判を受けなければならない